

日本学生支援機構奨学生のみなさんへ

# 「奨学金継続願」に関する手続きについて

現在、奨学金を貸与中の方は、「奨学金継続願」の手続きが必要です。  
対象の方へ「奨学金継続願」の手続きに関する書類を郵送しますので、書類を受領後、下記期限内にインターネットで手続きをしてください。

●対 象 者 : 平成23年10月現在、奨学金を貸与中で、以下のいずれかに該当する方

①平成24年4月以降も奨学金の継続貸与を希望する方

②平成24年4月分から奨学金の辞退を希望する方

※ただし、最高学年の方、休止・停止中の方、緊急・応急採用の方は対象ではありません。

●書 類 送 付 先 : 学務システムに登録している本人住所

※12月下旬頃発送予定です。1月中旬になっても書類が届かない場合は、至急学生支援課までお申し出ください。

●提出(入力)期限: **平成24年1月4日(水)～平成24年2月5日(日)** **【！厳守！】**

上記期間内にインターネットによる「継続願」の提出手続きをしなかった場合は、奨学生としての資格が廃止され、4月以降は奨学金が振込まれなくなります。